

いなべ市建設工事等入札参加資格停止措置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、競争入札参加の有資格業者の入札参加資格停止について、必要な措置を定め、建設工事等の適正な施工を確保することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 建設工事等 建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定する建設工事及び建設工事に関する測量、土木・建築関係コンサルタント、地質調査、補償関係等コンサルタントその他建設工事に関する事業をいう。
- (2) 有資格業者 いなべ市契約規則(平成15年いなべ市規則第44号)第16条第2項又は第16条の2第2項の規定に基づき、入札参加資格者名簿に登録された建設工事等の業者をいう。
- (3) 市発注工事 市(水道事業を含む。)が発注する建設工事等をいう。
- (4) 一般工事 三重県内における市発注工事以外の建設工事等(民間工事を含む。)をいう。
- (5) 役員等 次のいずれかに該当する者をいう。
 - ア 法人にあっては、非常勤を含む役員、支配人、支店長、営業所長その他これらに類する地位にある者及び経営に実質的に関与している者をいう。
 - イ 法人格を有しない団体にあっては、代表者及び経営に実質的に関与している者をいう。
 - ウ 個人にあっては、その者及びその者の支配人をいう。
- (6) 使用人 役員等以外の従業者をいう。
- (7) 入札参加資格停止 期間を定めて市発注工事の入札参加の対象外とする措置をいう。
- (8) 共同企業体 経常建設工事共同企業体及び特定建設工事共同企業体をいう。

(入札参加資格停止の決定機関)

第3条 市長は、市発注工事の施工に係る入札参加資格停止を決定する場合は、あらかじめいなべ市入札参加資格審査会(以下「審査会」という。)に諮るものとする。

2 市長は、市発注工事の施工に係る場合を除く入札参加資格停止を決定する場合は、前項の規定にかかわらず、審査会へ諮ることを省略することができるものとする。

(入札参加資格停止)

第4条 市長は、有資格業者が別表第1及び別表第2の各項(以下「別表各項」という。)に掲げる措置基準のいずれかに該当するときは、情状に応じて別表各項に定めるところにより措置期間(以下「期間」という。)を定め、当該有資格業者について入札参加資格停止を行うものとする。

2 市長は、指名競争入札を行うときは、前項の規定により入札参加資格停止を受けた有資格業者を指名しない。現に指名している有資格業者が入札参加資格停止の決定を受けた場合は、指名取り消しの通知を行うものとする。

- 3 前項後段の規定は、現に指名している有資格業者から辞退の届出があった場合には適用しない。
- 4 市長は、市発注工事の請負契約につき落札決定を受けた有資格業者が、第1項の規定により入札参加資格停止の決定を受けたときは、契約が締結されていない場合においては、当該落札決定を取り消すことができる。
- 5 市長は、市発注工事の請負契約につき契約を締結している有資格業者が、別表第2第9項の措置基準に該当し、第1項の入札参加資格停止の決定を受けたときは、当該契約を解除することができる。
- 6 市長は、一般競争入札を行うときは、第1項の規定により入札参加資格停止の決定を受けた有資格業者を参加させない。現に入札参加申請を受理している有資格業者が第1項の規定により入札参加資格停止の決定を受けた場合には、受理を取り消し、当該有資格業者に取り消しの通知をしなければならない。

(下請負人に対する入札参加資格停止)

第5条 市長は、前条第1項の規定により入札参加資格停止を決定する場合において、当該入札参加資格停止について責めを負うべき者が下請負人（有資格業者に限る。）であるときは、当該下請負人について、元請負人の入札参加資格停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、入札参加資格停止を併せ行うものとする。

(共同企業体に関する入札参加資格停止)

第6条 市長は、第4条第1項の規定により共同企業体について入札参加資格停止を行うときは、当該共同企業体の有資格業者である構成員（明らかに当該入札参加資格停止について責めを負わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体の入札参加資格停止の期間の範囲内で責めを負うべき割合等情状に応じて期間を定め、入札参加資格停止を併せ行うものとする。

- 2 市長は、第4条第1項、第5条及び前項の規定による入札参加資格停止の決定を受けた有資格業者を構成員に含む共同企業体について、当該入札参加資格停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、入札参加資格停止を行うものとする。

(入札参加資格停止の期間の特例)

第7条 有資格業者が1の事案により別表各項の措置基準の2以上に該当したときは、当該措置基準ごとに規定する期間のうち最も長いものを適用する。

- 2 有資格業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、入札参加資格停止の期間を加重するものとする（措置基準に該当する事実又は行為が当初の入札参加資格停止を行った前のものを含む。）。この場合において、加重された後の期間は、最大24か月とする。

(1) 入札参加資格停止の期間中又は当該期間の満了後1か年を経過するまでの間に、別表各項の措置基準に該当することとなったとき（次号に掲げる場合を除く。）。

(2) 別表第2第2項、第3項、第4項及び第9項の措置基準に係る入札参加資格停止の期間満了後10か年を経過するまでの間に、別表第2第2項、第3項、第4項及び第9項の措置基準に該当することとなったとき。

- 3 市長は、有資格業者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各項及び前2項の規定による入札参加資格停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、入札参加資格停止の期間を当該短期の期間の2分の1まで短縮す

ることができる。

- 4 市長は、入札参加資格停止を受ける原因となった事案について、当該有資格業者に極めて悪質な事由があるため、又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各項に掲げる期間の長期を超える入札参加資格停止の期間を定める必要があるときは、当該期間の長期の2倍まで延長することができる。この場合において、延長された後の期間は、最大24か月とする。
- 5 市長は、入札参加資格停止の期間中の有資格業者（以下「資格停止業者」という。）について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、当該期間を変更することができる。

（入札参加資格停止の解除）

第8条 市長は、資格停止業者が、当該入札参加資格停止について責めを負わないことが明らかになったと認められるときは、当該資格停止業者について入札参加資格停止を解除するものとする。

（独占禁止法違反等の不正行為に対する入札参加資格停止の期間の特例）

第9条 市長は、第4条第1項の規定により入札参加資格停止を行う際に、有資格業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為により次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、入札参加資格停止の期間を加重するものとする。この場合において、加重された後の期間は、最大24か月とする。

- （1） 市職員が談合情報を得た場合又は談合があると疑うに足る事実を得た場合で、有資格業者が当該事実を行っていないとの誓約書を提出したにもかかわらず、当該事案について、別表第2第2項、第3項及び第4項に該当したとき。
- （2） 別表第2第2項、第3項及び第4項に該当する有資格業者（その役員又は使用人を含む。）について、独占禁止法違反に係る確定判決若しくは確定した排除措置命令若しくは課徴金納付命令若しくは審決又は競売等妨害若しくは談合に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は競売等入札妨害若しくは談合の首謀者であることが明らかになったとき（前号に掲げる場合を除く。）。
- （3） 別表第2第2項に該当する有資格業者について、独占禁止法第7条の2第6項の規定の適用があったとき（前2号に掲げる場合を除く。）。
- （4） 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第3条第4項の規定に基づく市長による調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかとなったときで、当該関与行為に関し、別表第2第2項に該当する有資格業者が発注者に対して不正行為の働きかけを行った場合等、特に悪質な事由があるとき。
- （5） 市又は他の公共機関の職員が、競売等妨害（刑法（明治40年法律第45号）第96条の3第1項に規定する公の競売又は入札の公正を害すべき行為をいう。以下同じ。）又は談合（同条第2項に規定する談合をいう。以下同じ。）の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し、別表第2第3項又は第4項に該当する有資格業者が、発注者に対して不正行為の働きかけを行った場合等、特に悪質な事由があるとき。

(事案の報告等)

第10条 市発注工事の管理及び監督を行う課長は、所掌する工事について入札参加資格停止を要すると認められる事案が発生したとき、又は入札参加資格停止の期間を変更し、若しくは入札参加資格停止を解除する必要があると認められるときは、様式第1号に意見を付して市長に報告するものとする。

(入札参加資格停止の通知)

第11条 市長は、入札参加資格停止(入札参加資格停止期間の変更及び入札参加資格停止の解除を含む。)を決定したときは、様式第2号から様式第4号までにより当該有資格業者に通知するものとする。

(入札参加資格停止の期間の始期)

第12条 入札参加資格停止の期間の始期は、入札参加資格停止の決定があった日の翌日とする。

(随意契約の相手方の制限)

第13条 市長は、資格停止業者を随意契約の相手方としてはならない。

(災害時等の随意契約の相手方の特例)

第14条 市長は、市発注工事を随意契約により施工しようとする場合において、当該随意契約の理由が次の各号いずれかに該当するときは、前条の規定にかかわらず、資格停止業者と請負契約を締結することができる。

(1) 災害時の応急工事で他の業者に施工させ難いと認められるとき。

(2) 随意契約により施工しようとする理由が、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第2号、第6号又は第7号に該当し、他の業者に施工させ難いと認められるとき。

(下請負等の禁止)

第15条 資格停止業者は、市発注工事の下請負人となることはできない。ただし、当該業者が、入札参加資格停止の期間の始期前に下請負の契約をした場合は、この限りでない。

(資格停止業者が合併等をした場合の入札参加資格停止の効果)

第16条 資格停止業者の業務が、合併、営業譲渡等により他の有資格業者に受け継がれた場合は、入札参加資格停止の効果は、業務を受け継いだ有資格業者に承継されるものとする。

(入札参加資格停止に至らない事由に関する措置)

第17条 市長は、入札参加資格停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格業者に対し、様式第5号による書面又は口頭による警告又は注意の喚起を行うことができる。

(準用規定)

第18条 製造の請負、物品購入、業務委託等については、この要綱を準用する。

(入札参加資格停止の公表)

第19条 市長は、第4条第1項の規定により、入札参加資格停止を行ったときは、当該有資格業者名等を公表することができる。

(雑則)

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 21 年 11 月 4 日から施行する。

別表第1（第4条、第5条及び第6条関係）

措置基準	措置期間
<p>(虚偽記載)</p> <p>1 市発注工事の競争入札における申請書、届出書、資格確認資料等の入札前の調査資料等に虚偽の記載をし、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>6か月 (第7条第2項第1号適用は12か月)</p>
<p>(過失による粗雑工事)</p> <p>2 市発注工事の施工に当たり、過失により工事を粗雑にしたと認められるとき。</p>	<p>1か月以上12か月以内 (第7条第2項第1号適用は1.5倍加重)</p>
<p>3 一般工事の施工に当たり、過失により工事を粗雑にした場合において、かしが重大であると認められるとき。</p>	<p>1か月以上6か月以内 (第7条第2項第1号適用は1.5倍加重)</p>
<p>(契約違反)</p> <p>4 第2項に掲げる場合のほか、市発注工事の施工に当たり、契約に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>1か月以上6か月以内 (第7条第2項第1号適用は1.5倍加重)</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)</p> <p>5 市発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えたと認められるとき。</p>	<p>1か月以上12か月以内 (第7条第2項第1号適用は1.5倍加重)</p>
<p>6 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>1か月以上6か月以内 (第7条第2項第1号適用は1.5倍加重)</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)</p> <p>7 市発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。</p>	<p>1か月以上6か月以内 (第7条第2項第1号適用は1.5倍加重)</p>
<p>8 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>1か月以上3か月以内 (第7条第2項第1号適用は1.5倍加重)</p>

別表第2（第4条、第5条及び第6条関係）

措置基準	措置期間
<p>(贈賄)</p> <p>1 有資格業者の役員等又は使用人が、贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	24 か月
<p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>2 業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	12 か月 (第7条第2項第2号適用は24か月) (第9条適用は24か月)
<p>(競売等妨害又は談合)</p> <p>3 市発注工事に関し、有資格業者の役員等又は使用人が、競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	12 か月以上24 か月以内 (第7条第2項第2号適用は24か月) (第9条適用は24か月)
<p>4 前項に掲げる場合のほか、有資格業者の役員等又は使用人が、競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	12 か月 (第7条第2項第2号適用は24か月) (第9条適用は24か月)
<p>(あっせん利得法違反行為)</p> <p>5 市発注工事に関し、有資格業者の役員等が、公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律（平成12年法律第130号。）違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	6 か月以上12 か月以内 (第7条第2項第1号適用は2倍加重)
<p>(建設業法違反行為)</p> <p>6 建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	1 か月以上12 か月以内 (第7条第2項第1号適用は2倍加重)
<p>(不正又は不誠実な行為)</p> <p>7 別表第1及び前各項に掲げる場合のほか、業務に関し、不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	1 か月以上12 か月以内 (第7条第2項第1号適用は2倍加重)
<p>8 別表第1及び前各項に掲げる場合のほか、代表役員等（有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書きを付した役員を含む。）をい</p>	1 か月以上12 か月以内 (第7条第2項第1号適用は2倍加重)

う。)が禁錮以上の刑にあたる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、契約の相手方として不適當であると認められるとき。

(暴力的不法行為等)

9 次の各号のいずれかに該当するものとして関係行政機関から通報があり、契約の相手方として不適當であると認められるとき。

(1) 有資格業者の役員等が、集团的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下「暴力団」という。)の関係者であると認められるとき、又は暴力団関係者が有資格業者の経営に実質的に関与していると認められるとき。

(2) 有資格業者の役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしているとき。

(3) 有資格業者の役員等が、暴力団又は暴力団関係者若しくは暴力団関係者が経営又は運営に実質的に関与していると認められる法人、組合等に対して直接又は間接を問わず資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

(4) 有資格業者の役員等が、暴力団又は暴力団関係者と密接な関係を有していると認められるとき。

(5) 有資格業者の役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 有資格業者の役員等が、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実

入札参加資格停止の期間が経過し、契約の相手方として適當と認められる状態となるまで

24 か月

12 か月

(第7条第2項第2号適用は24か月)

9 か月

(第7条第2項第2号適用は18か月)

6 か月

(第7条第2項第2号適用は12か月)

3 か月

(第7条第2項第2号適用は6か月)

6 か月

(第7条第2項第2号適用は12

<p>質的に関与していると認められる法人、組合等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。</p>	<p>か月)</p>
<p>(7) 有資格業者の役員等又は使用人が、業務に関し、暴力的不法行為等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1号に規定する暴力的不法行為等をいう。）を行ったと認められるとき。</p>	<p>1 か月以上 12 か月以内 （第7条第2項第2号適用は2倍加重）</p>
<p>(8) 有資格業者が、市発注工事の契約を履行するに当たり、暴力団又は暴力団関係者が経営又は運営に実質的に関与していると認められる法人、組合等と下請負契約を締結したとき。</p>	<p>3 か月以上 6 か月以内 （第7条第2項第2号適用は2倍加重）</p>
<p>(9) 有資格業者が、市発注工事の契約を履行するに当たり、暴力団又は暴力団関係者が経営又は運営に実質的に関与していると認められる法人、組合等から資材、原材料等を購入し、又は廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設及び同法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設をいう。）を使用したとき。</p>	<p>3 か月以上 6 か月以内 （第7条第2項第2号適用は2倍加重）</p>
<p>(10) 有資格業者が、市発注工事の契約を履行するに当たり、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたにもかかわらず、警察への通報又は本市への報告を怠り、著しく信頼を損なう行為であると認められるとき。</p>	<p>1 か月 （第7条第2項第2号適用は2か月）</p>

(様式 略)